

飯舘村長泥地区環境再生事業に係る技術検討ワーキンググループ 設置要綱

平成 31 年 1 月 18 日制定

平成 31 年 4 月 24 日改定

1. 設置

「飯舘村長泥地区環境再生事業に係る技術検討ワーキンググループ」(以下、「技術検討ワーキンググループ」という。)を、「飯舘村長泥地区環境再生事業運営協議会」(以下、「協議会」という。)のもとに設置し、飯舘村長泥地区環境再生事業を実施するうえで課題となる事項等について、専門的・実務的見地から技術的な検討を行う。

2. 協議事項

飯舘村長泥地区環境再生事業運営協議会設置要綱(平成 30 年 8 月 27 日制定)「2. 協議事項」に係る技術的な詳細事項(除去土壌の再生資材化、造成の方法や栽培作物の選定など)に関することとする。

3. 委員の構成

- (1) 技術検討ワーキンググループの委員は、別紙に掲げる者とする。委員の任期は、2 年とし、再任することを妨げない。但し、補欠委員の任期は、前任者の在任期間とする。
- (2) 事務局あるいは委員が必要と認めるときは、委員以外の者(学識経験者等)を技術検討ワーキンググループに出席させ、意見を聞き、または委員の以外の者(学識経験者等)から資料の提出を求めることができる。

4. 事務

協議会の事務局は、以下の飯舘村、環境省等が行う。

- (1) 飯舘村復興対策課・建設課
- (2) 環境省環境再生・資源循環局環境再生事業担当参事官室、福島地方環境事務所中間貯蔵部中間貯蔵総括課土壌再生利用推進室
- (3) 公益財団法人 原子力安全研究協会

5. その他

- (1) 技術検討ワーキンググループにおいて取りまとめた結果は、必要に応じ「飯舘村長泥地区環境再生事業運営協議会」に報告する。
- (2) 技術検討ワーキンググループの会議は非公開とする。
- (3) 事務局は、技術検討ワーキンググループの議事要旨を作成し、公表する。
- (4) 事務局は、必要があると認められるときは、技術ワーキンググループで使用した資料等について、特定の者に不利益を及ぼすものを除き、公開することができる。

(別紙) 飯舘村長泥地区環境再生事業に係る技術検討ワーキンググループ委員

菅野 元一	村内農業有識者
嶋原 清三	長泥地区農業従事者
多田 順一郎	NPO 法人放射能安全フォーラム 理事
根本 圭介	東京大学大学院農学生命科学科 教授
万福 裕造	国立研究法人 農業・食品作業技術総合研究機構 本部企画調整部 震災復興研究統括監付 研究員